

山口県報

令和元年
10月29日
(火曜日)

目次

- 規則
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則(こども家庭課)……………一
- 告示
児童福祉法の規定により徴収する費用の額及び納入義務者に対して支払を命ずる額に関する告示の一部改正(障害者支援課)……………三
- 公告
公共測量の実施(監理課)……………五
建築士の免許の取消し(建築指導課)……………五
- 教委規則
山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則……………五
- 選管告示
政治団体の名称等……………六
政治団体の異動事項……………六



母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十四号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和四十一年山口県規則第十七号)の一部

を次のように改正する。

第二条中第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 臨時児童扶養等資金 政令附則第七条第一項に規定する母子臨時児童扶養等資金又は政令附則第八条第一項に規定する父子臨時児童扶養資金をいう。

第三条第一項第三号の表に次のように加える。

臨時児童扶養等資金	政令附則第七条第一項各号又は第八条第一項各号に該当することを証明する書類
-----------	--------------------------------------

第六条第一項中「含む。」の下に「及び政令附則第七条第五項」を加える。

第十三条の次に次の一条を加える。

(据置期間の延長)

第十三条の二 政令附則第七条第六項(政令附則第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により据置期間の延長を受けようとする者は、臨時児童扶養等資金据置期間延長申請書(別記第十六号様式の二)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 臨時児童扶養等資金の借主の前年の所得の額が児童扶養手当法施行令(昭和三十一年政令第四百五号)第二条の四第一項の定めるところにより算定される額未満であることを証する書類

二 臨時児童扶養等資金の貸付けに係る児童が児童扶養手当法施行令別表第一に定める程度の障害の状態にある場合は、当該事実を証する書類

2 知事は、前項の規定により臨時児童扶養等資金据置期間延長申請書の提出があつた場合は、その内容を審査の上、据置期間の延長をするかどうかの決定をし、その結果を書面により当該申請者に通知する。

別記第一号様式の(表)中

小学・中学・高校・大学・高専・専修・各種

小学・中学・高校・大学・大学院・高専・専修・各種

改め、同様式の(裏)中

生活保護法の適用	年	月	日から	月	日まで	円

を

生活保護法の適用	年 月 日	日から	月 日	円
児童扶養手当証書の記号及び番号	第 号			

この金額は

の注に次のように加える。

4 「児童扶養手当証書の記号及び番号」欄は、臨時児童扶養等資金の貸付けを受けようとする場合にのみ記入すること。

別記第一号様式の欄から「日本工業規格」や「日本産業規格」を選択する。

別記第二号様式及び別記第三号様式中「日本工業規格」や「日本産業規格」を選択する。

別記第四号様式中「 大学 部 科 大学院 修士課程 」

別記第五号様式から別記第九号様式までの規定中「日本工業規格」や「日本産業規格」に改める。

別記第十号様式中「1.5パーセント」や「1パーセント」及び「日本工業規格」や「日本産業規格」に改める。

別記第十一号様式から別記第十六号様式までの規定中「日本工業規格」や「日本産業規格」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

第16号様式の2（第13条の2関係）

貸付決定番号	第 号
決定年月日	年 月 日
町 福祉事務所 経由	

臨時児童扶養等資金据置期間延長申請書

年 月 日

山口県知事 様

借主住所
氏名
住居
氏名
後見人 氏名

臨時児童扶養等資金の据置期間の延長をされるよう、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第13条の2第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

貸付の金額	年 月 日	円
貸付の返済方法	年 月 日から 年 月 日まで	円ずつ 回
決定措置期間	年 月 日	年 月
延長の措置	年 月 日から 年 月 日まで	円ずつ 回
家庭の状況	借主と同居の別居の別	
	氏名	生年月日
	性 別	職業・在学・学校・学年
	収入	備考

注 1 後見人は、借主が父母のいない児童の場合にのみ記入すること。
2 貸付に係る児童が児童扶養手当法施行令別表第一に定める程度の障害の状態にあるときは、その旨を備考欄に記入すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記第十七号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
別記第十八号様式中

借主	住所	年 月 日		
	氏名	年 月 日		

借主	住所	年 月 日	個人番号
	氏名	年 月 日	個人番号

改め、同様式の注に次のように加える。

3 「個人番号」欄は、臨時児童扶養等資金の償還の免除を受けようとする場合にのみ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記入すること。

別記第十八号様式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第十九号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第二十号様式中「1.5パーセント」を「1パーセント」とし、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第二十一号様式から別記第二十五号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第二二五号

児童福祉法の規定により徴収する費用の額及び納入義務者に対して支払を命ずる額に関する告示（昭和六十三年山口県告示第五百二十号）の一部を次のように改正し、令和元年六月一日から適用する。

令和元年六月一日において現に障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に措置されている児童等に係る扶養義務者から徴収する費用（以下「徴収金」という。）の額については、当該児童等に係る改正後の児童福祉法の規定により徴収する費用の額及び納入義務者に対して支払を命ずる額に関する告示別表第二に定める額が当該児童等に係る改正前の児童福祉法の規定により徴収する費用の額及び納入義務者に対して支払を命ずる

額に関する告示別表第一に定める額（以下「旧徴収金額」という。）を超えるときは、当該措置が解除されるまでの間、旧徴収金額をもって徴収金の額とする。

令和元年十月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

「指定医療機関を含む」を「障害児入所施設を除く」に改め、「とし」の下に「障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に措置された児童等に係る扶養義務者にあつては別表第二に定める額」としを加え、「別表第二」を「別表第三」に、「別表第三」を「別表第四」に改める。

別表第一中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」と改め、別表第二中「第314条の7第1項第1号、同条第2項及び」を「第314条の7第1項及び第11項並びに」とし、「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」と改め、別表第三中「指定医療機関を含む」を「障害児入所施設を除く」と改め、別表第四中「、障害児入所施設、指定医療機関」と改め、

別表第三中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」と改め、別表第三中「別表第一の次に次の一表を加える。

別表第一中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」と改め、別表第三中「別表第一の次に次の一表を加える。

別表第2

	各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分	金額
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の受給世帯	円 0
B	Aの階層を除き、当該年度分（4月分から6月分までの徴収金にあつては、前年度分。以下この表において同じ。）の市町村民税の非課税世帯	2,200
C	Aの階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のもの	4,500
D ¹	A及びCの階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が次の区分に該当するもの	6,600
D ²	12,000円以下	9,000
D ³	30,000円から 60,000円まで	13,500
D ⁴	60,000円から 96,000円まで	18,700
D ⁵	96,000円から 189,000円まで	29,000
D ⁶	189,000円から 277,000円まで	41,200
D ⁷	277,000円から 348,000円まで	54,200
D ⁸	348,000円から 465,000円まで	68,700
D ⁹	465,000円から 594,000円まで	85,000
D ¹⁰	594,000円から 716,000円まで	102,900
D ¹¹	716,000円から 864,000円まで	122,500
D ¹²	864,000円から1,056,000円まで	143,800
D ¹³	1,056,000円から1,238,000円まで	166,600
D ¹⁴	1,238,000円から1,439,000円まで	191,200
D ¹⁵	1,439,000円以上	その月におけるその措置児童等について支弁した費用の額

備考 / 別表第1の備考/は、この表に準用する。この場合において、同備考/中「C¹」とあるのは「C」と、「C²」とあるのは「D¹からD¹⁵まで」と読み替えるものとする。

2 所得割の額を算定する場合には、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによるものとする。

- (1) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）又は同法第314条の2第1項第1号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの又は特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得税の税率を乗じて得た額を控除する。
- (2) 措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該扶養義務者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。
- (3) 地方税法第292条第1項第1号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるところとする。
 - ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。
 - イ アに該当する者以外の者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者にあつては、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除する。
- 3 この表において「措置児童等」とは、障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に措置された児童等をいう。
- 4 別表第1の備考5から7までは、この表に準用する。この場合において、同備考7中「措置され、又は委託されている」とあるのは、「措置されている」と読み替えるものとする。



(一五二) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年十月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(数値地形図データ作成)
- 二 作業の地域
長門市油谷伊上、油谷河原及び油谷久富地内
- 三 作業の期間
令和元年十月三日から令和二年一月三十一日まで

(一五三) 建築士の免許の取消し

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消しました。

令和元年十月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名	花岡 修治	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	第三七〇八号	免許取消年月日	令和元、一〇、一八	免許の取消しの理由	死亡
----	-------	----------------	------	--------	---------	-----------	-----------	----



山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月二十九日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十三号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則(昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。
別表の1の表山口県立周防大島高等学校の項中「70」を「60」に、「35」を「30」に改め、同表山口県立高森高等学校の項中「105」を「90」に改め、同表山口県立岩国商業高等学校の項中「70」を「60」に、「35」を「30」に改め、同表山口県立柳井高等学校の項中「150」を「140」に改め、同表山口県立田布施農工高等学校の項中「35」を「30」に改め、同表山口県立光高等学校の項及び山口県立光丘高等学校の項を次のように改める。

山口県獣医師連盟	田中 尚秋	代 表 者	原田 和弘	小田徹次郎	” 6、/4
		会 計 責 任 者	田中 尚秋 福島 和彦	山 野 洋一 田中 尚秋	” ” 9

令和元年十月二十九日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁